

【利益相反申告方法等について】

対象者

- 法人の役員
- 法人と雇用関係にある教職員

※教職員等は、当該教職員等及び当該教職員等と生計を一にする配偶者及び一親等の者に関しても「利益相反自己申告書」もしくは「医学系研究に係る利益相反自己申告書」において、申告が必要。

申告要件

- 企業等と産学連携活動を行う場合
- 産学連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入若しくは物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合
- 産学連携活動に係る企業等から公開・未公開を問わず、株式・出資金・新株予約権及び受益権等を得る場合
- 産学連携活動に係る企業等に対して、法人の施設等の利用を提供する又は企業等から物品を購入する場合
- ヒトを対象とする研究に取り組む場合
- 日本医療研究開発機構(AMED)の研究開発事業および厚生労働省科学 研究費補助金に申請する場合（現在実施中で利益相反マネジメントに関する報告書の提出が必要な場合も含む）

申告要件に係る年間基準額等

- 産学連携活動に係る同一企業等から合計して年間 200万円以上の研究費等を受け入れている。
- 産学連携活動に係る同一企業等から年間 100万円以上の個人的な経済的利益を得ている。
- 産学連携活動に係る同一企業等の株式等(発行済株式総数 5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権など)を保有している。

(注) 「医学系研究に係る利益相反自己申告」は基準額が異なります。

申告方法、自己申告書の様式

■ 申告方法

- 一括申告
- 医学系申告
- 随時申告
- 修正申告

■ 自己申告書の様式

- 「利益相反自己申告書」
- 「医学系研究に係る利益相反自己申告書」

※本学HPに申告書の雛形を掲載

・『研究・産学官連携』>「研究・産学官連携の情報」>
「利益相反」

今後のスケジュール

- 2017年10月10日(火)～10月31日(火)
 - 一括申告の受付
 - ※本学HPに申告書の雛型を掲載
 - ・『研究・産学官連携』＞「研究・産学官連携の情報」＞「利益相反」
 - ・全学ポータルサイト＞『お知らせ（新着情報）』
 - ・全学ポータルサイト＞『学務・学生』＞「研究支援課」＞「研究支援」＞「利益相反」
- 2017年11月1日～下旬
 - 審査・調査期間
- 2017年12月上旬
 - 阿倍野地区利益相反マネジメント委員会の実施
 - 杉本地区利益相反マネジメント委員会の実施
 - 大阪市立大学利益相反マネジメント委員会の実施

問い合わせ先

■杉本地区

- 大学運営本部 研究支援課 車田、竹谷

TEL : 06-6605-3614

Email : gaitame@ado.osaka-cu.ac.jp

■阿倍野地区

- 医学部・附属病院運営本部経営企画課 研究・企画担当
伊藤・塩崎、長谷川

TEL : 06-6645-3435

Email : ethics@med.osaka-cu.ac.jp